

農家のみなさまへ

古畳を原料とした飼料、堆肥又は敷草の利用について

このたび、独立行政法人肥飼料検査所が、古畳のワラを原料とする飼料の分析を行ったところ、「飼料の有害物質の指導基準」を超えるBHC及びディルドリンが検出されました。

これに伴い、農林水産省から、平成14年4月10日付けで、古畳を原料とするワラを飼料、堆肥又は敷草に用いないよう通知が出されましたので、御理解の上、御協力をお願いします。

農林水産省の通知の内容は次のとおりです。

**古畳を原料とするワラを家畜用の飼料、堆肥又は敷草に
用いないこと**

ただし、次の場合は、引き続き使用することができます。

- ・飼料用のワラは、「飼料の有害物質の指導基準」を満たす場合
- ・堆肥用又は敷草用のワラは、BHC、DDT、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン及びヘプタクロルが検出されないことが確認されている場合

●問い合わせ先（平成22年4月改正）

（堆肥、敷草については）

農業技術センター病虫害防除部

TEL：0463-58-0333

（飼料については）

畜産課畜産振興グループ

TEL：045-210-4475

※上記以外でも、農業技術センター各地区事務所、各地域県政総合センター農政部、各家畜保健衛生所でも御相談に応じています。